

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>放射性同位元素等の運搬の届出等に関する 内閣府令の一部を改正する内閣府令案について</p>	<p>平成30年1月11日 保安課</p>
<p>1 趣旨 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)第4条の規定により、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第31条の2として、運搬を届け出た事業者は、事故等発生時において、都道府県公安委員会に対し報告しなければならない旨の規定が新設されたこと等に伴い、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令(昭和56年総理府令第30号。以下「運搬府令」という。)を改正するもの。</p> <p>2 改正の概要</p> <p>(1) 放射性同位元素等の運搬届出書の提出期限に係る特例規定の整備(第2条関係) 運搬府令に規定する放射性同位元素等の運搬届出書の提出期限の特例として、運搬の経路である区域を管轄する都道府県公安委員会が急を要するやむを得ない理由があると認めた場合には、運搬届出書の提出期限をその認めた日とすることとする。</p> <p>(2) 放射線障害が発生するおそれのある事故等が生じた場合における報告事項等に係る規定の整備(第5条関係) 改正法第4条の規定による改正後の法第31条の2に規定する放射性同位元素等の運搬において放射線障害が発生するおそれのある事故等が生じた場合の都道府県公安委員会への報告について、次の事項を定めることとする。</p> <p>ア 報告を求める事象 次に掲げるもの(工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬において生じたものに限る。)とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が生じること。 ・ 放射性同位元素等を積載した車両又は伴走車その他の運搬に同行する車両に係る交通事故が発生すること。 ・ 放射性同位元素等の漏えいが生じること。 ・ その他放射線障害が発生し、又は発生するおそれが認められること。 <p>イ 報告事項 アに規定する事象が生じた日時及び場所、当該事象の状況並びに当該事象の発生に際してとられた措置とする。</p> <p>ウ 報告方法 アに規定する事象が生じたときは、その旨を直ちに運搬届出書を受理した都道府県公安委員会に報告し、かつ、当該事象が生じた日から10日以内に、イに規定する事項を記載した報告書を当該都道府県公安委員会に提出しなければならないこととする。</p> <p>3 意見公募手続の実施結果 内閣府令案について、平成29年11月20日から同年12月19日までの間、意見公募手続を実施したところ、3件の意見等が寄せられた。</p> <p>4 施行期日</p> <p>2(1)については公布の日 2(2)については改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(平成30年4月1日)</p>		